東温市立中学校部活動の方針

東温市教育委員会 平成30年11月策定 令和6年7月改定

目 次

1	策定の趣旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	部活動の意義・目的について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 1
(適切な運営のための体制整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組 ・・ (1) 適切な指導の実施 (2) 指導手引の活用	3
5	適切な休養日等の設定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備 ・(1)生徒のニーズを踏まえた部活動の設置(2)地域との連携等	• 4
7	学校部活動から地域クラブ活動への移行に向けた環境整備・	• 5
0	マの仲	-

1 策定の趣旨

学校部活動は、令和4年12月にスポーツ庁・文化庁が策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」及び令和5年9月に愛媛県が策定した「愛媛県の学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する方針」を踏まえ、「地域の子供は、地域で育てる。」という意識の下、地域の各方面の関係者との連携による段階的な地域移行を図ることとされている。

一方、地域移行されるまでの間、あるいは地域移行後のクラブ活動に参加することが困難な生徒のための受け皿としての学校部活動に高いニーズがあることは明らかであることから、東温市教育委員会(以下「市教委」という。」)は、教職員の負担に配慮しつつ、国・県ガイドラインを踏まえた本市立中学校の部活動の在り方についての方針を示すものとする。

本市立中学校が目指す部活動は、本市の中学校生徒にとって、生涯を通して文化・ スポーツ活動に親しむ基盤となるよう、以下の点を重視して実施する。

- ・ 生徒がスポーツ・文化芸術活動を楽しむことで、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフ、文化芸術活動を実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。
- ・ 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との 関連を図り、合理的かつ効率的・効果的に取り組む。

2 部活動の意義・目的について

平成29年3月31日に告示された中学校学習指導要領の第1章総則、第5の1のウに

教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

とされている。

部活動は、学校経営方針に基づき計画・実施される教育活動であり、教育課程との 関連が図られ適切に実施されるものである。

心身の成長が著しい生徒にとって、部活動は、自らの適性や興味・関心等をより深く追求していく好機であり、すべての生徒が意欲的に活動に取り組める体制にすることが求められる。そこで、生徒自らが目標を設定し、その達成に向けて粘り強く挑戦するとともに、公正と規律を尊ぶ態度を身に付ける等、自己の成長を促していくことが最大限に尊重されなければならない。

部活動は、学級や学年の枠を越えて行われる集団活動であり、生徒が互いに協力し、 切磋琢磨するとともに、自己の役割や責任を果たすことにより、集団づくりに寄与し ていく。また、集団での達成感を味わうこと等を通して、他者を思いやる心や好まし い人間関係、連帯感等の社会性を育むことになる。

なお、生徒が生涯にわたってスポーツや文化に親しむためには、日頃の指導において、大会やコンクール等の結果のみを目的とするのではなく、それに向けた生徒一人一人の取組状況や体力・技能等の向上について、適切な指導や支援策を講じることが必要である。その結果、生徒自身が充実感や達成感を味わうことを通じて、その活動に自分なりの意義を見出すことが大切である。

3 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動方針の策定等

- ア 校長は、本方針に則り、毎年度、活動時間及び休養日の設定や、その他適切な部活動の取組に関する「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。
- イ 部活動顧問は、年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程等) 及び毎月の活動計画(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を作成し、 校長に提出する。
- ウ 校長は、策定した活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等 により公表し、生徒及び保護者に周知する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 校長は、生徒や教職員の数、部活動指導員や外部指導者の配置状況を踏まえ、 指導内容の充実、生徒の安全の確保、教職員の長時間勤務の解消等の観点から 円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。
- イ 校長は、生徒の競技力及び技能の向上や教職員の指導への負担軽減を図るため、部活動指導員や外部指導者の配置を検討する。なお、部活動指導員の配置 にあっては、市教委との協議を行う。
- ウ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施 に鑑み、教職員の他の校務分掌や本人の抱える事情、部活動指導員の配置状況 等を勘案した上で適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体とし ての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動内容 を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化活動を行うとともに、教職員の負担が 過度とならないよう、適宜、指導・是正を行い、持続可能な運営体制の維持を 徹底する。

- オ 校長は、教職員の学校部活動への関与について、法令や「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」(令和 2 年文部科学省告示第1号)に基づき、業務改善及び勤務時間管理等を行う。
- カ 市教委は、各学校の生徒や教職員の数、部活動指導員の配置状況や校務分担 の実態等を踏まえ、必要に応じて部活動指導員を任用し、配置する。

4 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1)適切な指導の実施

- ア 校長、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- イ 部活動顧問又は部活動指導員の指導のもとでの活動を原則とする。
- ウ 活動場所の施設、設備、用具等の定期的な安全点検を行うとともに、活動前 の安全確認を実施し、事故を未然に防ぐ。
- エ 毎年度、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者を対象とした救命救急講習を実施し、万一事故が起こった場合の迅速な対処や、医療関係者等への連絡体制を整備しておく。
- オ 運動部活動の部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、スポーツ医・科学の見地から、トレーニング効果を得るため、給水等を含めた適切な休息時間を設定する。また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解し、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、短時間でも効果が得られる効率的な指導を行う。

(2) 指導手引の活用

- ア 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、各競技団体等が作成・公開する合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引を活用して、適切な指導を実施する。
- イ 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、部活動指導者研修会等の機会 を活用し、担当する部活動の運営や指導に関する知見を深め、指導者としての 資質向上に努める。

5 適切な休養日等の設定

(1) 部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、活動、 食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、また、長 時間の部活動指導による教職員の負担を軽減するために、以下を基準とする。

ア 学期中の活動

週当たり2日以上の休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とし、週末に練習試合や大会等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

イ 長期休業中の活動

長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じる。また、生徒が十分な休養を 取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよ う、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

ウ活動時間等

1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む。)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。また、熱中症事故防止の観点から、気象庁の高温注意情報や環境省の暑さ指数等の情報に十分留意し、「熱中症予防運動指針」(公益財団法人日本スポーツ協会)等も参考に、気温・湿度などの環境条件に配慮する。その際、活動の中止や活動時間の変更等も視野に入れて柔軟に対応を検討する。

- (2) 校長は、3(1)アに掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえ、各部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。
- (3) 校長は、休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、学校全体の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることもできる。

6 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置

ア 校長は、学校の指導体制等に応じて、競技力等の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境を整備する。

例1:季節ごとに異なる競技を行う部活動

例2:競技志向ではなくレクリエーション志向で行う部活動

例3:障がいの有無や年齢等に関わらず一緒に活動できる部活動

例4:生涯を通じてスポーツ・文化芸術を愛好する習慣の形成に資する活動

イ 校長は、部員の減少等により、単一の学校で特定の競技の運動部を設けるこ

とができない場合は、中学校体育連盟の編成規程に則り、複数校合同チームの 編成について検討する。

(2) 地域との連携等

ア 校長は、生徒のスポーツ・文化芸術環境の充実の観点から、地域のスポーツ・ 文化芸術団体との連携や民間事業者の活用等により、学校と地域が協働・融合 した形での地域におけるスポーツ・文化芸術の環境整備を進める。

イ 校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、スポーツ・文化芸術環境の充実を支援するパートナーであるという考え方の下で、 上記の取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

7 学校部活動から地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

公立中学校において、学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・ 協働により、生徒のスポーツ・文化芸術活動の場として、新たに地域クラブ活動を整備する必要がある。

地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」 (主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。))の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものでもある。したがって、地域クラブ活動は、学校と連携し、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが重要である。

このため市教委は、県の方針等を踏まえながら、学校部活動で担ってきた生徒のスポーツ・文化芸術の機会を地域スポーツ・文化芸術から支えていくための新たな地域クラブ活動の在り方や運営体制、活動内容等について、地域の実情に応じながら関係者の共通理解の下、取組を進めていくこととする。

8 その他

今後、国や県より、部活動にかかわるガイドライン等が新たに示された場合は、その内容を本方針と重ねて読み取るものとする。その他、部活動に関わる状況が変わった際には、本方針を必要に応じて改訂するものとする。

「参考文献]

*令和4年12月

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン (スポーツ庁・文化庁)

*令和5年9月

愛媛県の学校部活動及び地域クラブ活動の在り方 等 に関する方針 (愛媛県教育委員会)